

第3章 市民生活と地方自治



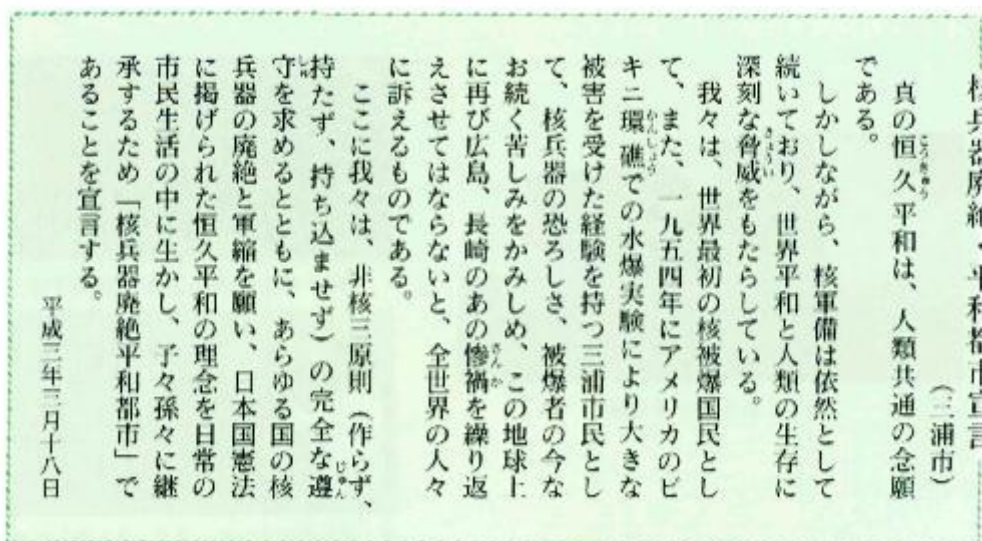
防災の日の訓練

(防災課提供)



核廃絶のモニュメント

(編集委員撮影)



1 わたしたちの生活と三浦市の政治

わたしたちの生活を見つめてみると、「市の仕事」として行われていることがたいへん多いことに気づきます。

わたしたちが通っている市内の3つの中学校はすべて市立の学校です。また、市立図書館、市総合体育館、南下浦・初声の市民センターなども市が設置し、運営または運営を民間企業に委託しているものです。このように学校教育や社会教育などは、市の仕事として行われています。

また、市道の建設や整備、河川の改修事業など生活環境を向上させる仕事や老人福祉保健センターなどの施設を通しての福祉の仕事、市立病院や環境センター、衛生センターによる健康面、衛生面の仕事、消防や防災活動といった市民の安全な暮らしを守る仕事があります。さらに、農業、水産業、商工業、観光業などをさかんにする仕事などもあります。

このように、わたしたちの生活は、さまざまな面で、市の政治と深く関わっているのです。これらの「市の仕事」がどのように行われているのかを見ていくことにしましょう。



市役所第2分館にある市立図書館

(編集委員撮影)

三浦市のプロフィール

三浦市の暮らし（令和3年度版）

出生	死亡	結婚	離婚
152人	737人	82組	49組
転入	転出	家族(一世帯あたり)	人口密度
4,478人	9,639人	2.44人	1326人 /k m ²
平均年齢	年齢三分人口	交通事故	犯罪
55.17歳	15歳未満 3450人 15～64歳 18535人 65歳以上 19828人	134件	157件
火災	救急車出動	平均気温	平均降水量
15件	2721件	16.6度	139.7mm

※ 転入・転出、家族、人口密度、平均年齢については令和2年度版となります。

議会費 議員報酬、議会の運営のために使われる費用です。 4,705円	総務費 課税徴収、窓口業務、選挙等、市の業務のための費用です。 51,253円	民生費 市民の福祉のために使われる費用です。 132,246円	衛生費 保健衛生や、ごみ処理など衛生事業のための費用です。 58,872円
公債費 市が借りているお金を返すための費用です。 45,729円	市民一人あたりのサービスはいくらになるの？(H28年度) 市の予算を市民一人当たりの予算として考えた場合の使いみち (市の予算を4月1日現在の人口、44,971人で割りました) 一人当たりの市の予算 391,030円		
教育費 学校の維持管理や広く教育のために使われる費用です。 16,162円	消防費 消防事務や防災対策のために使われる費用です。 42,046円	土木費 道路や公園の整備や維持補修のための費用です。 24,648円	農林水産業費 農業や水産業の発展、育成のための費用です。 10,604円
商工費 商工業の発展、観光の振興や、消費者のために使われる費用です。 4,283円			
その他(災害復旧費+予備費) 1,112円			

『三浦市統計資料』より

編集委員作成

2 三浦市の政治のしくみ

市議会の仕事とはたらき

市議会とは住民の投票によって選ばれた議員で構成され、市政の方針を決定する場です。つまり、市の政策の基本を決める「議決機関」の役割を果たしています。市議会の仕事の主なものは次の通りです。

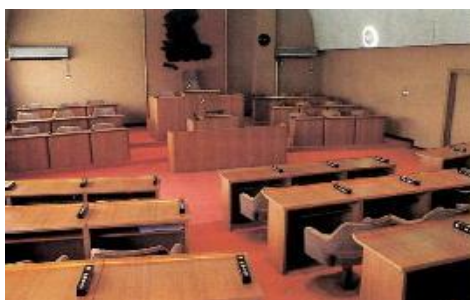
○ 条例^①を作ること。または、条例を改正、廃止すること。

○ 予算を決めること。

○ 決算を審査認定すること。

○ 市税（市民税や固定資産税など）や水道料金、市営の施設の使用料や手数料などを決めること。

以上のほかに、市長の仕事の進め方を監督し、市長に対して、不信任を決議する権限をもっています。



市議会議場

（編集委員撮影）



議場の並び方（編集委員作成）

① 条例 憲法第 94 条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、^{およ}及び行政を執^{しつこう}行する権^{けん}能^{のう}を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」という規定に基づいて、その地方の事務について作られるきまりをいう。

〔例〕「まちをきれいに」みんなで守る条例〔2003(平成 15)年制定〕

第 3 条 市は、美しく安全で健康的な生活環境の保全のために、必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

第 10 条 市民等は、公共の場所等において夜間（午後 10 時から翌日の午前 7 時）における花火をしてはならない。

※この条例の制定には、全国でも珍しく、中学生 2 名が参加しました。

議会は、市長が招集し、原則として公開で行われ、年４回の定例会が開かれます。また、このほかに必要に応じて臨時会が開かれます。定例会は３月、６月、９月、１２月に開かれます。とくに、３月定例会は、市政の方向を決める予算が審議される議会で、会期も２０日以上かかります。予算は、市長が議会に提出し、議会では、予算審査特別委員会で審査を行い、本会議で決定します。

このような議会の審議状態や自分の選んだ議員の活動状況を知るため、誰でも議会の本会議や委員会を傍聴することができます。

市町村議会議員の定数は、法律により、それぞれの市町村の人口規模に応じて条例で定めることになっています。三浦市の場合、法律の上限数は３０人ですが、条例により平成１５年４月の一般選挙から１８人となっています。議員はそれぞれ総務経済常任委員会、都市厚生常任委員会のどちらかに所属しています。

市議会の実際

2014(平成26)年、6月定例会の場合(主なもの)

- ・横須賀市・三浦市消防通信指令事務協議会を組織する
地方公共団体の数の増加及び横須賀市・三浦市消防通信指令
事務協議会規約の変更に関する協議について 原案可決

2014(平成26)年、9月定例会の場合(主なもの)

- ・三浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例 原案可決

2014(平成26)年、12月定例会の場合(主なもの)

- ・三浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例 原案可決

(編集委員作成)

市議会傍聴のルール

三浦市議会傍聴規則(抜粋)

1992(平成4)年4月1日

第6条 次に該当するものは、傍聴席にはいることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

市長の仕事

市長は、市民の直接選挙により選ばれ、三浦市の政治を行う最高の責任者で、市議会の議決にしたがって市政を行う

「執行機関」の代表者です。任期は4年です。

市長の主な仕事は次の通りです。

- 執行機関を代表して市の行政を進める。
- 議会を招集する。
- 予算案の作成をし、予算の執行をする。
- 議会に条例案などの議案を提出する。
- 副市長、会計管理者、教育委員、選挙管理委員などを議会の承認を得て任命する。



市長室

(編集委員撮影)

副市長は、市長を補佐し、市の職員や事務を監督します。都道府県の副知事にあたる役目です。

会計管理者は、市における現金や物品の出し入れ、保管、管理など会計事務を受け持っています。ともに市長が議会の承認をえて決定し、任期は4年です。

行政委員会

市の行政を進めるため、市長のほかに、独立した地位と権限を持つ行政委員会があります。これは、中立の立場から広い視野で、民主的な政治を行うために設けられているものです。三浦市にも、次のような行政委員会があります。これらの委員会の委員は、その仕事についての専門家や住民の希望や意思を代表する人が選ばれています。

○ **教育委員会** …… 市立小中学校や、その他の教育機関の管理など、教育行政、学術、文化に関することを受け持っています。

○ **選挙管理委員会** …… 選挙を公平に行うために設けられたもので、選挙についての事務を行っています。

○ **公平委員会** …… 市の職員の人事や待遇の改善を審議する機関です。

○ **監査委員** …… 市の行政事務が正しく行われ、必要な経費がまちがいなく使われているかどうかを調査し、その結果を市議会や市長に報告する仕事をします。



選挙開票の様子

(選挙管理委員会提供)

○ **農業委員会** …… 農地利用の調整など、農地に関する仕事を行います。

○ **固定資産評価審査委員会** …… 固定資産課税台帳に登録されたことがらに関して、不明な部分を審査、決定します。

市役所のしくみ

市役所は市の仕事を行うときの中心になるところです。2017(平成 29)年 4 月現在約 470 人の職員が市民生活の向上をめざして働いています。次の図は市役所のしくみをかんたんにしたものです。

三浦市行政機構（令和 5 年 4 月 1 日現在）

部門	課名	主な業務
経営管理部門	会計課	現金・物品の出納・保管、収支命令の審査、決算の作成
	市長室	企業誘致（二町谷地区他）、県立三崎高校跡地及び旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地利活用、第三セクター等改革推進債償還事業特別会計の経理、観光の振づくり推進
	政策部	政策課 総合計画、行政改革、行政組織、広域行政、国際交流、秘書、報道 財政課 予算の編成・執行管理 デジタル課 統計調査、行政情報化の推進、ホームページ運用管理、電子計算組織の運営管理、システム開発・運用
	総務部	人事課 人事管理、採用厚生、研修、共済組合 法制文書課 議案との連絡調整、条例等の審査、文書事務の総括管理、行政手続、訴訟等の総括、行政区域 財産管理課 所有財産の管理、計画管理、市有建築物の設計・管理、普通財産の取得・活用・処分 契約課 契約、審査・検証 税務課 市税の調査・課税、税務事務の総合企画、固定資産の評価、市税の徴収、滞納整理、納税相談、市の未収債権の徴収・滞納整理
	防災危機対策室	防災対策の総合企画・調整、自主防災組織の育成指導、避難被害者相談、その他不測事態対策、消防団その他の消防事務（精選要員に委託しているものも含む）
	市民部	市民協働課 ポランティア、市民活動、NPO・NGO・NPO等との協働、消費者保護、交通安全、防犯、男女共同参画推進の促進、修学給付、個人情報保護、市職執行
		市民サービス課 住民登録、印鑑証明、戸籍、個人番号カードの交付、市民相談、火葬場、墓地の経営許等、庁内窓口、人権に関するパートナーシップ宣言制度
		文化スポーツ課 生涯学習、文化財保護、市史編集、スポーツ振興、スポーツ施設の運営管理
		地下通出場所 住居登録、出稼計画、戸籍、市税徴収
		初声出場所 住居登録、印鑑証明、戸籍、市税徴収
		初声市民センター 公民館事業の企画運営
		図書館 図書資料の管理・貸出・整理・保管等
		教育総務課 教育委員会の審議、構想、表彰、教育関係予算の管理、教育施設の維持管理
		学幼教育課 学幼施設、幼学、託児学、教育統計、教職員人事管理、学校経営の指導助言
		学幼給食課 学校給食調理場の管理運営
生活支援政策部門	教育部	青少年教育課 地域都市交流、青少年地域活動支援 小・中学校 小・中学校の管理運営 教育研究所 教育に係る調査研究、教育組織
	もてなし政策部門	経済部
		もてなし課 地域産品・地域情報の発信、シティセールスプロモーション、観光振興、農工業の振興、雇用対策、勤労者福祉厚生、障害者団体との連携調整
		産業課 産業の振興、産業行政の企画・調整、産業団体の振興育成
		海産水産課 水産業の振興、水産団体との連携調整、漁港の整備・管理
		市営管理事務所 市営施設品物納付、市民への許可、市営施設の使用許可・管理、配給給水
		福祉課 障害者の福祉、生活保護、民生委員・児童委員、重度心身障害者医療、臨時福祉給付金等
		保健福祉部
		子ども課 母子福祉、母子保健、予防接種、児童手当、小児医療、ひとり親家庭等の医療、養育医療、保育所への入所、地域子ども・子育て支援、子育てのための施設等利用給付
		健康づくり課 健康づくり事業、地域健康、高齢者予防・健康計画
		国民健康保険 国民年金、後援高齢者医療保険
		高齢介護課 高齢者福祉、介護保険、要介護認定等の総合調整
都市政策部門	都市環境部	経済部
		福祉課 経済・産業、保健事業
		診療支援部 医術・医術、療養の提供、リハビリテーション、救急救護部、臨床病理検査、医療福祉、医療安全管理
		看護部 診療の補助、患者の看護、病室・中央材料室の管理
		事務局 病院職員の人事・給与、予算編成・決算、経理、診療費等の請求、患者の受付・入退院手続、給食、発着指図・搬送
		都市計画課 都市計画、幹線道路の整備促進、市街地整備計画、開発行為等指導・審査、土地区画整理、空き家対策
		土木課 道路の計画・維持・補修、河川・水路の維持・補修、公園の計画・維持・補修、道路の占有・掘削許可、用地取得、境界調査、駐輪場
		環境課 環境美化、公害防止、環境保全、緑地の保全、緑地の推進、木の整備、し尿及び浄化槽汚泥処理、地味汚泥処理計画
		廃棄物対策課 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理計画の企画・立案・進行管理
		環境センター 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の搬入調整、廃棄物処理施設等の維持管理及び点検
都市政策部門	上下水道部	清浄事業所 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集
		水道課 水道施設の計画、予算編成・決算、財政計画、水道施設の維持管理・修理、漏れ修理
		給水課 給水事業、水道施設の建設・改良計画・工事、水源池・配水池・配給水質の維持管理
		下水道課 生活排水処理事業に係る企画、下水道職員の給与、予算編成・決算、財政計画、滞納整理、東部浄化センター及び二町谷汚水処理施設の管理運営、浄化槽設置整備事業
		廃棄物対策課 本館・委員会の運営調整、会議録の閲覧、随時・随時の受付
		監査委員事務局 財務監査（定期監査・随時監査）、行政監査、財政強制団体等監査、決算審査、別月出納検査、健全化利比率等審査その他審査・検査、審査に関する事務
		選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会
		選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会
		公平委員会事務局 公平委員会事務局
		固定資産評価審査委員会 固定資産評価額に關する不服の審査

市民生活と市役所

市役所では、各課に窓口が設けられ、窓口業務を通して、市民生活に直接結びつくいろいろな仕事をしています。

仕事の内容は、戸籍、住民、学校教育、年金、税金、社会福祉、生活環境などさまざまです。



市役所の窓口業務
(編集委員撮影)



(三浦市より)

市の広報活動

市では、市勢の動き、市内のようすやその他について、市民により広くより正しく知らせるために、市民と市を結ぶパイプ役として、次のような広報活動を行っています。

- 「**三浦市民**」 毎月1回1日に発行し、市内のようす、行事、催し物、案内、連絡や報告などをのせ、各家庭に配布しています。
- 「**三浦市議会だより**」 年4回の定例会ごとに審議された内容とその結果をのせ、各家庭に配布しています。
- 「**防災みうら**」 市内全域をカバーする防災行政無線放送で、市民へのさまざまな情報を提供しています。夕方には、子どもたちへの帰宅の呼びかけを行っています。また、本来の業務である緊急放送では、迷子など人命に関する情報、地震、火事、水難事故などを扱っています。

わたしたちも、三浦市の一員ですから、これらの広報にふれることによって、三浦市のようすについてくわしく知る努力をしていきましょう。

三浦市社会福祉協議会

三浦市社会福祉協議会は、障害をもつ人やお年寄りなどを対象に、福祉サービスを行うとともに、ボランティア活動や福祉情報の提供などを総合的に行う、在宅福祉活動の拠点としての役割を担っている。

主な事業内容は次の通りです。

① 身体障害者デイサービス事業

一般就労が困難な身体障害者を対象に、手芸、陶芸などの創作的活動、機能訓練などを行う。同時に、就労訓練や職場定着支援なども行っている。

② 通所介護事業（高齢者デイサービス事業）

② 居宅介護支援事業

③ 地域作業所（三浦はまゆう作業所・ライフサポート三浦・ハーベストきくな・三浦市地域活動支援センター）陶芸、手芸などの作業を行い、その作品は市内で販売されています。

④ 心身障害児生活訓練会（すくすく教室）

⑤ 巡回リハビリテーション

以上のほかにも、介護用品の展示、福祉情報の提供、ボランティア活動の展開などの事業があります。



三浦市社会福祉協議会 安心館
(三浦市社会福祉協議会提供)



三浦市社会福祉協議会 暖館
(三浦市社会福祉協議会提供)

3 三浦市の財政

三浦市の財政

三浦市の財政規模は、1955(昭和 30)年から 2016(平成 28)年の間に約 100 倍に増えていきます。これはこの間に三浦市の人口が急増し、それにとまって、市がやらなければならない仕事的大幅に増えてきたことやお金の価値が変わってきた結果によるものです。しかし、財政規模の急増にもかかわらず、使い道が決まってしまっているお金(経常的経費)の割合が多いために、自由に使えるお金が少ないことが問題点として指摘されています。

歳出(財政支出)

三浦市のお金の使い方を見ると、2021(令和 3)年度の歳出のなかで、最も多いのは総務費です。総務費は、市が行う事務や調査、広報活動に関わるお金で、平成 17 年度からは土地開発公社への貸付金も含まれるようになりました。

次に多いものは民生費です。民生費は、老人福祉・心身障害者福祉・児童福祉、生活保護など、主に社会福祉のために使われるお金です。支出額 3 位の衛生費は、ゴミ処理やし尿処理、予防接種などの市民の健康管理に使われるお金です。民生費、衛生費ともに市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で基本となる大切なものです。

また農林水産業費・商工費は、産業をさかんにするために使われるお金です。三浦市では、「生産性の高い農業」「新しい活力を加えた水産業」をめざして、土地改良事業や各漁港の整備などに、予算を組んでいます。

教育費は、小中学校の運営をはじめ、図書館や体育館の運営、文化財保護などに、土木費は、道路整備のほか公園の整備などに使われるお金です。

教育費も土木費も、市民生活を向上させるために欠かせないものですが、近年のきびしい財政事情の中で、どちらも予算の削減が行われているのが現状です。

歳入(財政収入)

三浦市はこのような事業に使うお金をどのようにまかなっているのでしょうか。歳入を見てみましょう。

歳入のなかには、まず、市民から集める市税があります。この市税は、2021(令和 3)年度

の予算で見ると、歳入全体の 25%を占めています。これに、住民票の発行などによる手数料や施設の利用料、貸付金の返還金や預金の利子など、市に入ってくる諸収入を加えたものが、市が独自に集めることのできる、いわゆる、自主財源と呼ばれるものです。

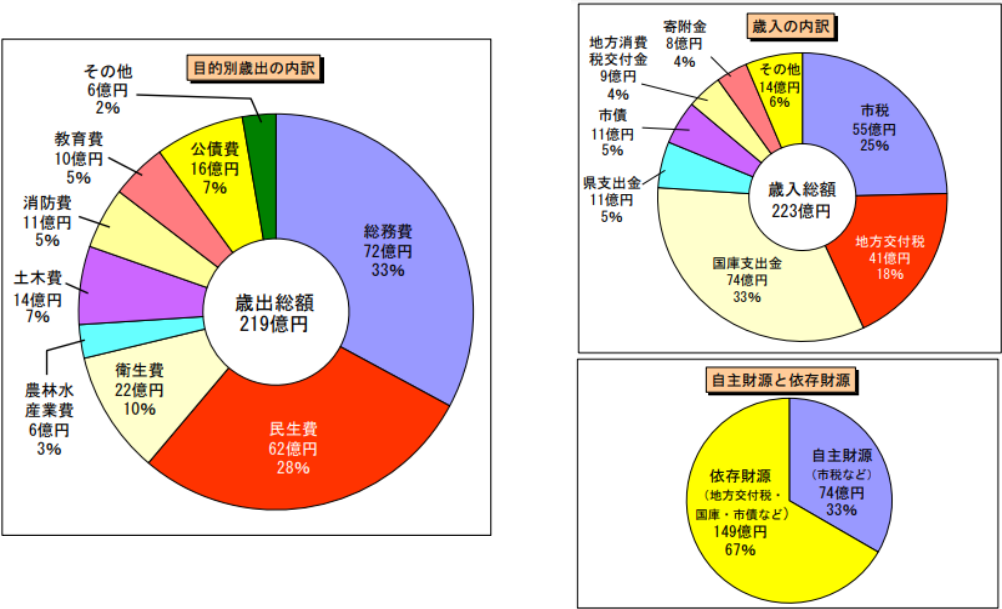
この自主財源だけで、市の事業をすべて行なうことができればよいのですが、これだけでは足りないため、どうしても、他の財源にたよることになります。それが、国から分配される地方交付税交付金や国庫支出金、県からの支出金です。さらに、市債を発行して、国や銀行からお金を借り入れるという形でも収入を得ています。

しかし、市債はあくまでも借金と同じであり、いつかは返さなくてはいけないお金です。2021(令和3)年度、市債を返すための費用(公債費)は、16 億円にも達しています。また、市が独自の考えによって、市民のために事業を進めていくためにも、自主財源の占める割合を大きくしていくことが望まれます。



(2023 年度編集委員作成)

三浦市の歳出・歳入の内訳(令和3年度)



(三浦市より)

4 三浦市の教育と文化

三浦市の学校

1955(昭和 30)年、三浦郡三崎町、南下浦町、そして初声村が合併して三浦市が誕生し、それにともなって、小・中学校は、市立となりました。市制施行後、遠洋漁業を中心とする産業の発展などが見られ、三浦市の人口が、徐々に増え続けていきました。さらに京浜急行が三浦市まで延^{えんしん}伸したことによって市内への人口の流入が急速に進んでいきました。1966(昭和 41)年には、マンモス化した三崎中学校から分かれて、上原中学校が誕生し、三浦市内の中学校は、南下浦中学校、初声中学校とあわせて4校となりました。小学校も当初三崎小、初声小、南下浦小、剣崎小の4校にすぎなかったものが、岬陽小、名向小、上宮田小、旭小が増え、現在8校になっています。これらの義務教育にあたる教職員は約260名(2015年)に及んでいます。しかし、ここ数十年の生徒人口の減少にともない、平成26年4月には、これまでの「三崎中学校」と「上原中学校」が統合され、「上原中学校」の校舎を使用し、新校名「三崎中学校」として新しいスタートを切りました。また、三浦市には「県立三浦臨海高校」と、昼間定時制の「県立平塚農業高校初声分校」の2つの高校がありましたが、人口減少の影響を受け、2018年4月から「県立三浦初声高校」として統合され、単位制普通科と農業科を併せ持つ高校としてスタートしました。

また、市内の各小中学校で完全給食が実施されていることも、三浦市の一つの特徴です、これは1979(昭和54)年度から実施され、三崎、南下浦、初声の3つの調理場から各学校へ給食が配られています。



南下浦共同調理場（編集委員撮影） 楽しい給食（編集委員撮影）

三浦市学校教育目標

1. 心身ともに健康で、調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育てる。
2. 郷土と日本の歴史、経済、社会、文化を理解し、郷土三浦を愛する心情を養う。
3. 世界の国々を理解し、すべての国民と仲良くできる国際性を養う。

(編集委員作成)



「三崎中学校・校章の由来」

・重なり合う2つの五角形は、三崎中と上原中両校の統合を表し、角に丸みを持たせることにより、生徒がお互いに協力し合い、和やかな関係を築くことができるように願いを込めた。

・五角形には風光明媚な三崎の海や空の青と温暖な気候により四季を通じて恵みをもたらす畑に映える緑を、文字には元気や明るさを表す赤を配色しました。

原案：三浦美杏　監修：三浦市教職員美術の会　平成26年4月1日制定

三浦の社会教育

三浦市は、生涯教育の推進をスローガンに、市民が広く知識や教養を身につけ、生きがいのある充実した生活をおくれるように、社会教育に力を入れています。

社会教育活動の中心的役割を果たしているものに、南下浦市民センターと初声市民センターの2つがあります。

公民館としての教育的役割をもつ市民センターは、地域の人々が集まり、学び交流する場で、その目的は地域づくりにあります。こうした公民館としての働きをもとに、地域文化の向上と各種グループの成果を発表する場として、いろいろな事業を開催しています。

校章の由来



三 崎 中

- 本校の建つ「城山」は、三崎城跡であり、松林に囲まれた歴史上由緒ある地であった。その城山の松林を象徴した松の葉の図柄である。
- 1948（昭和23）年1月制定



南下浦中

- ペンと楯を組み合わせた、なかに「中」と「3つの波」を配した。
- ペンは真理と、学究を表している。
- 楯は、正義を表徴したものである。
- なかの3波は「平和の渚」と「永遠の故郷」を表し、南下浦の「南」に通じている。
- 1947（昭和22）年12月制定



初 声 中

- 考案者制定年不詳
- 2重星は、朝星を見て働き出し、夕星を見るまで働く勤勉を表示した。セは初声のセをとり5つの地区を表している、といわれる。



上 原 中

- 中央の形は上原中の「上」で気品と偉大さを表す富士山、「中」の字は赤で情熱を意味し、外側の白地は清純さを示す大根の花を配し、地域の人々との愛による結びつきを表した。
- 1967（昭和42）年1月25日制定



初声市民センター



各サークルのポスター

（編集委員撮影）

（編集委員撮影）

社会教育の主な内容

- 生涯学習事業及び公民館活動
 - ・三浦市文化祭行事
文化展・洋蘭展・民謡大会・囲碁大会・合唱祭など
 - ・南下浦市民センター開催事業
公民館フェスティバル・親子農業体験教室・したうら塾など
 - ・初声市民センター開催事業
初声市民センターまつり・みちしお学級・はまゆう大学講座など
- 文化財保護事業
 - ・文化財調査・文化財めぐりと文化財展の開催・民俗芸能の保存と振興
- 視聴覚教育事業
 - ・ビデオテープ・16ミリフィルム・紙しばい等の貸し出し

公民館を人間交流の場として活用することは、市民相互の理解を深めるために大切なことです。しかし、年々、市民の要求が多様化、専門化する一方で、職員の不足、会場の不足などの問題も多く、市では、それらの要求にできるだけ応じられるように努力を続けています。

また、青少年の健全育成を目標にリーダーの育成や青少年活動施設の整備をはかるため、1992(平成4)年、県立三浦青少年会館が三浦市に移管され、市民のサークル活動も盛んに行われていましたが、築43年が経過した建物が現在の耐震基準を満たさないことから、2017(平成29)年1月をもって利用が停止になりました。

体育施設としては、1997(平成9)年、総合体育館(潮風アリーナ)が完成、翌年の「かながわ・ゆめ国体」



では、相撲会場として使われ、平成16年度には約14万人が利用するなど、現在

総合体育館(潮風アリーナ)とスポーツ公園
(編集委員撮影)

でも多くの市民が、個人や団体に利用しています。市民ホールも平成13年に「うらり」の名称でオープンしました。

地域にいきる民俗行事

個性ある地域文化づくりを推進するためにも、地域の人々によって、受け継がれている貴重な文化を大切に保存し、後世に伝えることこそ、市民に課せられた義務であると思います。三浦市には、先人たちによって、以下の表のような芸能や祭りが、今に伝えられています。

そのなかでも、毎年1月15日に行われているチャッキラコは、海南神社に伝わる行事で、現在、国の重要無形文化財に指定されています。

おもな民俗芸能

お精霊流し (8月)	県指定	長さ5m位のわら舟を作り、お精霊さまや供物をのせ子供たちが泳いで舟を引き、お盆にお迎えした先祖の霊を西方浄土に送る。	初声町 三戸
あめや踊り 白山神社	県指定	アメ売りによって伝えられた踊りで純手踊りと芝居がかった段物とがある。鐘と拍子木で調子を取り、歌い演じられる。	南下浦町 菊名
めんかぐら 面神楽 海南神社 11月初めの申の日	市指定	神代神楽のことであるが面を使うことから三崎では、面神楽と呼んでいる。	三崎 4丁目
チャッキラコ (1月)	国指定	晴れ着姿の少女20人位が、チャッキラコ・扇子を持ち母親たちの唄にあわせて踊る素朴な民俗行事である。	三崎 2丁目 3丁目

三崎に伝わる伝統行事 チャッキラコ



(文化スポーツ課提供)

お精霊流し

三戸には、「お精霊流し」という行事があります。まず、飾りを作り夜中の3時に、お墓にあるお供え物を浜辺に集めます。そして、竹で骨組みを作り、ワラなどで船を作ります。その船に飾りをつけて、10人で沖へ泳いで、ひっぱって行きます。沖へ行くと、サメが後ろにいるぞなどとおどかされます。途中で疲れた人は、補欠の人と交替します。ある程度、沖に行くと、そこで、船に火をつけて燃やします。終わると、10人の泳ぎ手は、ついて来た大人の人の船に乗せてもらって、浜に帰ります。そこで、お供え物を食べるのも楽しみです。

浜に帰って、みんなで昼食を食べて、お金やおかしをもらいます。そして、「お精霊流し」は終わります。

(初声中学校 1 年)

他都市との交流

三浦市は 1974(昭和 49)年、長野県須坂市と「山と海との交流」を目的として、姉妹都市の関係を結びました。互いに異なる美しい自然環境に恵まれた両市の児童生徒たちがさらに視野を広めあい心豊かな思いやりのある人間に育つように、毎年、交流が計画的、積極的に進められています。

また、ますます社会の国際化が進み、市民レベルでの国際交流の必要性が望まれるなか、1991(平成 3)年から、市内中高生 7 人をオーストラリア、ニュージーランドに派遣する制度ができ、市内の中高生に外国が身近なものに感じられるようになりました。

さらに、オーストラリアのウォーナンブール市と三浦市は姉妹都市になるための努力を続けてきましたが、1992(平成 4)年 7 月、調印を済ませ、今後も、親交を深めていくことを誓いあいました。

現在では、三浦市の中高生が、夏休み期間を利用して、2 週間の日程でウォーナンブール市を訪れ、一般の家庭にホームステイをしながら現地の学校に体験入学をしています。また、ウォーナンブール市の学生も三浦市を訪れ、青少年の相互交流が毎年行われています。



ウォーナンブール市との姉妹都市調印式
(三浦市所有)



須坂市との交流する三浦市の子ども達
(三浦市所有)



ウォーナンブール市の位置
(編集委員作成)



須坂市の位置
(編集委員作成)

ホームステイの思い出

私は言葉に表せないほどの喜びと感動をウォーナンブールという見知らぬ土地で得ました。不安と緊張の中、言葉もうまく話せず小さくなっていた私をあたたかく優しく受け入れてくれたのがBrown's familyです。

片言で文法などめちゃくちゃな英語を真剣に聞いてくれました。ジェスチャーと心だけで十分に気持ちが伝わりました。ホストのメリッサはいつも笑顔で私が理解できる範囲の単語でゆっくりと話してくれました。Dadは仕事から帰ると毎日ドライブに連れていってくれました。Momは食事を作るとき、嫌いな物ではないか確認してから作ってくれます。妹と弟も"Are you thirsty?"など絶えず気にかけてくれました。私はブラウン家の一員になったような気がしました。本当に素晴らしいホストファミリーに出会えて私は幸せでした。お別れの朝「気をつけて安全に日本まで帰るんだよ。それから、戻っておいで」とDadに言われたとき嬉しくて涙があふれてきました。

(上原中学校 3年)

オーストラリアの学校

私の通った学校は「ブラウワーカレッジ」という学校で、中高一貫の約1,000人の学校でした。

私は、高校1年生のクラスへ入りました。でもクラスといってもクラス全員が集まる機会は、1週間に1度くらいしかありませんでした。すべてが選択授業で移動教室のためいろいろな人に会うことができました。

みんなしっかり自分らしさをいろいろな場面で発揮することができていました。そのことを強く感じたのは、授業中でした。授業は、真面目かつ楽しく受けていました。先生と話すことがほとんどで、黒板に書いてあることを写すということは、ほとんどありませんでした。分からないことは聞く、分かることはどんどん話すという状態で授業はとても活気がありました。ブラウワーの生徒達は、本当にみんな優しくて明るくて、私は大好きでした。日本とは、ちがったノリでみんなとても普通に接してくれました。

(三崎中学校 3年)

ホストファミリーになって

私は今年とても貴重な体験をしました。それはオーストラリアのウォーナンブールから三浦市へ来る派遣生のsisterになったことです。

私の家に来た派遣生は16才の女の子で高校2年生でした。年上ということですごく緊張し、初めて会った時はただ笑顔でいることしかできませんでした。でも家に帰ってからは英語と日本語を混ぜて家の中のことや学校のことを説明したり、オーストラリアの話を聞いたりしてだんだん緊張もとれてきました。次の日からは、彼女の方から話しかけてくれたり、他の派遣生やファミリーの人達と遊んだり、プリント・クラブも撮りました。オーストラリアにはプリクラはないらしく、彼女達はとても喜んでいました。そして次の週から1週間彼女達は初声中で過ごしました。一緒に授業を受けたり、みんなでゲームをしたり放課後には折り紙をしながらおしゃべりもしました。みんなでしゃべっていると英語でも何となく意味が分かり、言葉もあまり関係なく、とても楽しいひとときが過ごせました。しかし、そんな楽しい時もアッと言う間に過ぎ、すぐお別れとなってしまいました。

今回私のしたホストファミリーというものは思ったより大変でした。

でも、それ以上に楽しく、外国の文化に触れることができ、すごくいい時を過ごせました。今度は私がウォーナンプールへ行って、彼女達と一緒にの時間を過ごしたいです。

(初声中学校 3年)

三浦のみなさんへ

人生の中で最も良い時間でした。みんなも、先生までも、とても親しみやすく、私がクラスに溶け込めるように努めてくれました。皆さん、本当にありがとう。

最後は帰りたくなかったです。また、三浦をおとずれたいです。

(ブラウワーカレッジ 生徒)